

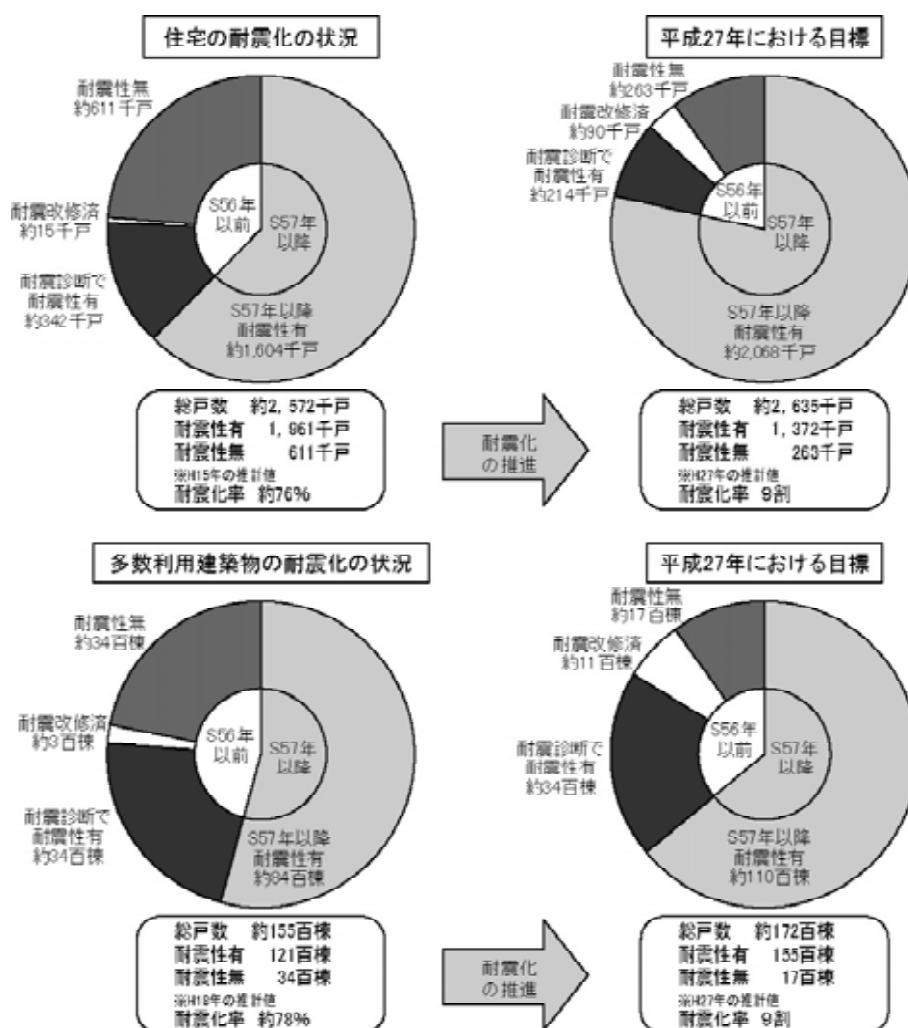
5. 関連計画の整理

(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

根拠法 告示日	耐震改修促進法 平成 18 年 1 月 25 日 国土交通大臣告示第 184 号
<p>耐震改修促進法第 4 条に基づき、国土交通省が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成 18 年 1 月 25 日 国土交通大臣告示第 184 号)の概要は以下のとおりです。</p>	
<p>1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。 <u>公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。</u> 所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施(するよう努める。)また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策についても推進。</p>	
<p>2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項 住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の 75 %を、平成 27 年までに少なくとも 9 割にすることを目標(この間に住宅の耐震改修は約 100 万戸、特定建築物の耐震改修は約 3 万棟の実施が必要) また、耐震診断については耐震化率の目標達成のため、少なくとも住宅は 5 年間で約 100 万戸、10 年間で約 150 ~ 200 万戸特定建築物は 5 年間で約 3 万棟、10 年間で約 5 万棟の実施が必要。</p>	
<p>3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項 建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。 建築物の敷地の規定を新たに追加。</p>	
<p>4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項 <u>地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。</u></p>	
<p>5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等 都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。 耐震改修等の目標を策定。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表するとともに耐震化の目標を設定。 地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については平成 27 年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載 所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業について記載。 <u>すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。</u></p>	
資料：国土交通省ホームページより編集	

(2) 北海道耐震改修促進計画(平成18年12月策定)

根拠法	耐震改修促進法
計画期間	平成19年度～平成27年度
<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅及び多数の者が利用する建築物の平成27年度における耐震化目標を9割と設定。 <p>(現況：住宅の耐震化率約76%、多数利用建築物の耐震化率約78%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策の展開方向として下記に示す3つを掲げ、住宅・建築物耐震改修等事業など国庫補助の活用を図りながら効率的、効果的な施策を講じるものとしている。 <p>基本的方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 安心して耐震診断・改修が行える環境整備 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及 耐震診断・改修を担う人材の技術的向上 	



資料：北海道耐震改修促進計画 H18

(3) 厚真町地域防災計画

根拠法	災害対策基本法
<p>概要（第7章 地震災害対策計画より）</p> <ul style="list-style-type: none">・地震想定：北海道東部、釧路北部、日高中部、石狩、留萌沖、後志沖の6種類を想定。規模はマグニチュード6.5～8.25、町の震度は最も小さい釧路北部の震度2～最も大きい日高中部の震度6までを想定。・災害発生時の応急対策活動、通信連絡の対策、広報活動等を規定。・災害弱者対策計画の中で、自主防災組織等の育成に関する計画を規定。	

(4) 耐震関係規定の変遷

これまでの耐震関係の法整備は、主に大規模な地震被害を教訓として行われており、現行の耐震基準（いわゆる「新耐震基準」）は、昭和 55 年の建築基準法改正（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により整備されました。

それまでの耐震基準は、震度 5 弱程度の中規模地震を想定した規定でしたが、新耐震基準では、震度 6 弱程度の大規模地震が発生した場合においても、人命に影響を及ぼすような倒壊等を防止するために、地震力に対する建築物の平面及び立体的なバランスや耐力について新たに考慮するなど、規定の強化を行いました。

表 5 - 1 耐震関係規定の変遷

年	関係法令の制定	概要	契機となる地震
昭和 25 年	建築基準法制定		
昭和 45 年	建築基準法改正	十勝沖地震の被害状況を踏まえ、鉄筋コンクリート柱のせん断補強筋に関する規定を強化	十勝沖地震 (昭和 43 年)
昭和 55 年	建築基準法改正 (新耐震基準)	構造計算に動的な考え方を盛り込んだ、いわゆる「新耐震基準」を義務化	宮城県沖地震 (昭和 53 年)
平成 7 年	耐震改修促進法 制定	建築物の耐震性向上を目的として制定。特定建築物所有者の耐震診断、耐震改修の実施責務を規定。	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大 震災) (平成 7 年)
平成 12 年	建築基準法改正	建築基準の性能規定への移行に伴う構造方法等の改正。構造計算に限界耐力計算の導入	
平成 17 年	耐震改修促進法 改正	計画的な耐震化促進を目的として自治体による耐震改修促進計画の策定責務を規定。特定建築物の範囲拡大。	新潟県中越地震 (平成 16 年) 福岡県西方沖地 震 (平成 17 年)